

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和6年度

社会福祉法人 わかば健成会  
保育園おそらのぽっけ

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

---

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ
-----------

### ②施設・事業所情報

名称:	保育園おそらのぼっけ
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	手島 玲子
定員(利用人数):	90名(96名)
所在地:	〒242-0007 神奈川県大和市中央林間1-21-12
TEL/FAX:	046-274-7895 / 046-275-6399
ホームページ:	<a href="http://wakabakennseikai.sakura.ne.jpwakaba/index.html">http://wakabakennseikai.sakura.ne.jpwakaba/index.html</a>
開設年月日:	2017年1月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人わかば健成会

職員数	常勤/非常勤	常勤: 22名	非常勤: 5名
	専門職員(名称)	園長: 1名	主任: 1名 保育士: 22名
		子育て支援員: 3名	

### 施設状況

保育室: 6	トイレ: 7	調理室: 1
事務室: 1	遊戯室: 1	ミーティングルーム: 1
園庭: 有		

③理念・基本方針

<p>保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護と教育が一体となって人間性を持ち主体的な子どもの育成</li> <li>・地域の子育て家庭に対して様々な人や場や専門機関などと連携を図りながら、保育のスキルを活かして応答し地域に開かれた育児文化の拠点としての役割を果たす</li> </ul> <p>保育方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①子どもたちが安心して集団生活を送れるように愛情と誠意を持った保育を目指します</li> <li>②一人ひとりの成長の芽を大切にし、遊ぶ楽しさや友達と一緒にいる喜びなどを感じられる保育を大切にします</li> <li>③子どもたちの育ちについて、保護者の方と連絡を取り合い『育てたい』『育ちつつある』部分等を相談し、共に育てることを大切にします</li> <li>④関係機関と連携を図り、地域子育てを支援します</li> </ol>
---

④施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験豊富なベテラン保育士が多く、スキルの高い保育を提供している。派遣保育士は在籍していない。</li> <li>・保育園での支度を簡略化し、朝の保護者の準備に時間を取らせない工夫をしている。</li> <li>・カードキーシステム・防犯カメラ・通報整備等セキュリティ対策を強化している。</li> <li>・帰途、電車の中で汚物のおいを気にしない様紙おむつは園で処分している</li> <li>・高密度磁束活性炭水装置を導入し、どの蛇口からも湧き水のような美味しい水が出る。</li> <li>・個別にスタッピングベッドを使用し午睡時の安眠を確保している。週末の布団セット持ち帰り はなし。</li> <li>・学年別クラス分け、カリキュラム保育を行う。成長に合わせた保育を提供している。異年齢交流もあり。</li> <li>・幼児教育に力を入れている。幼稚園のような保育園を目指している。幼児部になるとワークブック、スイミング、英会話、体操教室、ピアノカ等を年齢に応じた保育内容や行事を提供している。</li> <li>・2大行事イベントとして運動会・発表会を全クラス参加で実施している。運動会は小学校の校庭・発表会は福祉センターの大ホールで行っている。0歳児の保護者にも5年後の姿が想像できるようにしている。</li> <li>・長く勤める職員が多く、職員を慕って卒園児がたくさん遊びに来てくれる温かい家族のような保育園。</li> </ul>
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和6年5月7日	訪問調査日:令和6年10月4日
	評価結果確定日:令和6年12月5日	

受審回数(前回の時期)	回(前回: 年度)
-------------	-----------

## ⑥総評

## ◇特長や今後期待される点

1)一人ひとりの子どもを大切にした保育に取り組んでいます

保育方針の趣旨に沿って、一人ひとりの成長の芽を大切にし、遊ぶ楽しさや友達と一緒にいる喜びなどを感じられる保育に取り組んでいます。子どもが頑張ろうと努力をしている時や自分でできた時は認め、褒めることで自信を持ち、次につながるよう支援をしています。一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と、援助の取組では「気になる子ノート」を作成し、園で個別に配慮をしています。

2)職員が助け合い、ゆとりを持って働ける職場づくりに取り組んでいます

職員の働きやすさやワーク・ライフ・バランスに配慮し「子どもが楽しくなるためには職員が楽しく働ける」職場の環境を整備しています。残業なし、100%有給取得を目指し、職員との個別面談を定期的に行い、一人ひとりの状況に応じた働き方ができるようにしています。産休や育休、介護休暇、短時間勤務などを整備し、子どもができたらず育てを優先するよう職員に伝えています。職員同士が仕事をシェアし、助け合い、協力する環境を作ることで、職員が精神的にゆとりを持って健康的に働けるよう、組織全体で取り組んでいます。

3)地域に開かれた園として、地域の福祉向上に貢献しています

保育理念の「地域の子育て家庭に対して様々な人や場や専門機関等と連携を図りながら、保育のスキルを活かして応答し地域に開かれた育児文化の拠点としての役割を果たす」の実現に向け、地域に向けた子育て支援事業のほか、園の行事に地域住民を招待し、地域コミュニティの活性化に貢献できるように努めています。地域防災対策として、地域住民に配付できる食料（3日分）、AED、毛布、紙おむつ、生理用品などを備えるなど、園が地域住民にとって身近で頼れる存在となるよう、積極的に活動しています。

4)中・長期的な方向性を取り入れた計画の策定が期待されます

単年度の事業計画を策定しており、その中から中長期的な方向性として、次世代リーダー育成、園児減少対策及び保育士雇用対策と資金確保などを計画していますが、中・長期計画を策定していないため、中・長期計画を反映した計画とはいえません。園の進む方向性を明確にする為、中・長期計画を策定し、定期的な進捗状況の確認の機会を持つことが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今回初めての第三者評価の受審のため、大変緊張した中で行なわせて頂きました。このようなことも求められるのかと改めて考えさせられることが多く、職員全員でお互いの保育について考えを話し合う場や保育方針や理念に沿っているかなど深く語り合い見つめ直す機会となりました。

内容評価基準では日頃取り組んでいる事業内容や保育について高い評価を頂戴し、うれしく思っています。

保護者様のアンケートに関しても振り返りの機会を得ることができました。

ご指摘のあった中長期計画につきましては、早速系列園と話し合い策定に向け動き出したいと考えております。

今後も地域に信頼される園作りを目指し具体化していきたいと存じます

また、今後も風通しの良い園づくりに励みたいと思っています。

ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- I-1 理念・基本方針
- I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>b</b>
---	-----------------------------------	----------

**【判断基準】**

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
  - ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
  - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
  - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
  - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
  - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
  - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
  - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>  
 保育理念、保育方針、保育目標は全体的な計画、新入社員マニュアルなどに明文化し、園の使命や目指す方向性、考え方を示しています。新入職員には入社オリエンテーション時に説明し、職員会議で唱和するなど、継続的に取り組んでいます。保護者には入園説明会や年度末の保育懇談会で説明し、園だよりに掲載しています。また保育室や階段に掲示し、常時、職員、保護者とも確認できるようにしています。今後は保育理念についても利用案内、ホームページなどに掲載するなど、保護者への周知の工夫が期待されます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
  - ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
  - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
  - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
  - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>  
園長は法人の理事会、評議員会に出席し、社会福祉事業全体や保育事業について動向を把握しています。また大和市園長会に出席し、地域の福祉計画の動向に関する情報や地域の課題を収集しています。大和市はいく課、法人の評議員会メンバーでもある民生委員などからも地域の子どもの数や保育のニーズ、潜在的利用者に関する情報を得ています。フルタイム正社員の保護者が多く、長時間保育・質の高い保育のニーズが高いことから、英会話などのカリキュラムを取り入れ、保育の差別化を図っています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
  - ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
  - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
  - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
  - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>  
園長は、法人の理事会や評議員会に出席し、保育事業の課題や問題点を抽出しています。園の改善すべき課題として、財務状況については税理士の指導を受け、改善に向け取り組んでいます。人材育成に関して職員は研修を受講し、理解を深められるようにしています。またメンター制度を取り入れ、ベテラン職員が新人職員の相談にのるようになっています。安全に関して園内に事故防止委員会を置き、分野別リーダーが中心となり、危険個所を職員間で把握し、改善に努めています。法人で話し合われた課題は職員会議や責任者会議等で職員に伝えています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
  - ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
  - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
  - ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
  - エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>  
 法人の保育理念や保育方針の実現に向けたビジョンを明確にした中・長期計画(事業計画・収支計画)を策定していません。中・長期的な視野に立ち、園の地域性、特徴などを含め、園の進むべき方向性を明確にする必要があります。保育内容の充実、人材育成、安全対策、地域支援、環境整備などの現状分析を行い、明らかになった課題や問題点を解決し、目標を達成するための具体的な計画の策定が期待されます。また、数値目標や達成時期などを明確にし、その実施状況・進捗状況の評価や必要に応じて見直しを行うなど継続的に取り組むことが期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
  - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
  - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
  - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
  - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>  
 単年度の事業計画書を作成し、財務面の裏付けとして収支予算書を作成しています。事業計画には園運営、保育目標、職員育成、安全対策などを計画しています。実行可能な具体的な内容となっていますが、中・長期計画が策定されていないため、中・長期計画を反映した計画となっていません。中・長期の事業計画・収支計画を策定したうえで、保育面、人材面、運営面、財務面などの目標を設定し、数値目標や達成時期などを明確にした実行可能な具体的な内容の単年度の事業計画を作成することが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
  - ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
  - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
  - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
  - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
  - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は園長が検討し、責任者会議で職員の意見を聞く機会を設けています。また改善策を検討し振り返りを行い、次期の計画に反映しています。年度始めの職員会議で今年度の方針の説明を行い、職員に周知を図っています。安全対策については事故防止委員会(分野別リーダー)で検討し、事業計画に反映しています。今後は職員一人ひとりが主体的に園運営に関わりを持てるよう、職員の意見を反映して事業計画を策定することや、半期ごと程度に実施状況・進捗状況の評価を園全体で行える体制作りが期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
  - ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
  - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
  - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
  - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

進級懇談会やまとめ懇談会(乳児クラスはビデオ懇談会、幼児クラスは保育参観)を開催し、事業計画の主な内容をビデオや写真、資料を利用して説明しています。年間予定表を年度始めに保護者に配付し、行事便りで詳細を伝えています。玄関には、事業計画、事業報告、決算書を常備しており、いつでも保護者が閲覧できるようになっています。行事までのカウントダウンや子どもの行事に対する意気込みなどを掲示するなど保護者が理解しやすいように工夫していますが、事業計画の内容が保護者に十分に浸透していません。保護者によりわかりやすく説明する工夫が望まれます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	<b>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
  - ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
  - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
  - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
  - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

各指導計画、週案・日誌には、ねらい、配慮、子どもの姿、振り返り欄があり、保育内容の自己評価を行い、役職者が確認しています。職員会議、分野別リーダー会議、責任者会議、クラスリーダー会議のほか、毎日クラスミーティングを行い、保育内容について話し合い、次期計画に生かしています。年2回、責任者が現場の意見を取りまとめ、責任者会議で話し合ったうえで、園長、主任が保育所としての自己評価を行い、保護者に公表しています。今後は職員の意見を反映させながら、保育の質の向上に向けた改善策を具現化し、改善のための取組を組織的に実施することが期待されます。

第三者評価結果

9	<b>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
  - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>  
園の自己評価の結果明らかになった課題や改善点について、職員会議や責任者会議、クラスリーダー会議等役割に応じて遊びや保育の進め方などの内容を検討し、職員間で共有して会議録に記録しています。保護者にはえんだよりに掲載したり、玄関に掲示し、公表しています。課題の中には、想定外の対策が求められるものや、単年度では解決できないものもあります。中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映するなど、改善計画を策定・見直す仕組みの整備が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
  - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
  - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
  - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>  
園長は、各種会議や委員会、日々のやりとりや職員共通のLINEの中で、保育に関するニュースや話題、注意喚起したい事項を明確にしています。園規則（運営規程）、事務分担表、保育園利用案内に園長ほか職員の職務内容や役割と責任を明文化し、職員に周知しています。保護者には園だより、緊急メール、スケッチブック掲示などで、自らの役割と責任について伝えています。有事における園長の役割と責任については避難訓練のファイルの中の「災害時の流れ」に記載しています。園長の不在時には主任が園長の代行をすることが定められています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ☑ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☑ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☑ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☑ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、就業規則、経理規程、保育士における倫理綱領に従い、取引業者、行政関係者と適正な関係を保っています。園長は、大和市園長会や大和市認可保育所連絡協議会などに出席し、遵守すべき法令等の理解に努めています。また法人の弁護士や理事長に相談できる体制があります。職員に対しては、会議や研修などで遵守すべき法令等について伝えたり、不適切保育や救急救命法などの外部研修に出席し、園内研修で職員に伝えています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
  - ☑ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
  - ☑ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
  - ☑ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
  - ☑ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
  - ☑ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は主任、現場マネージャーと連携し、日々の保育の様子や各指導計画、日誌類を確認し、職員会議、責任者会議、分野別リーダー会議などを通して保育の現状について把握しています。また事務分担表を作成し、全職員にクラスなどの事務分担を定めるほか、職員役割一覧表で係を定め、それぞれの役割と責任を明確にしています。園長は保育方針の「愛情と誠意を持った保育」の趣旨に沿って、職員ががんばっていることを言葉にして褒め、個人面談では職員の理想の保育士像を実現できるようアドバイスしています。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は主任、現場マネジャー、事務長と共に運営や業務の実効性の向上に取り組んでいます。人事、労務、財務等については法人理事長や税理士などに相談しながら、分析しています。職員の経験年数や能力、職員個々の意向に配慮しながら、適材適所となるよう人員配置を行っています。基準以上の人員配置、100%有休消化、ほぼ残業なしの体制を作っています。専門リーダー、分野別リーダーを配置し、組織内に具体的な体制を構築しています。園長はさらなるリーダーシップを発揮して、ICT化の導入など業務の効率化に向け取り組みたいと考えています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
  - ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
  - イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
  - ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
  - エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>  
園運営に必要な人材確保と人材育成に関する方針については、理事長と系列園園長で話し合っています。必要な人材確保に向け、ホームページに仕事内容や求めるスキルなどの採用情報を掲載し、就職希望者の見学を受け入れています。育成校には求人票を郵送し、法人と系列園全体で人材確保に取り組んでいます。保育長期目標(5年間)を設定し、外部研修、キャリアアップ研修、園内研修等を計画的に受講し、法人制定のキャリアパスに基づいた人材育成に取り組んでいます。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>  
新入社員マニュアルの中で法人の保育理念、保育方針に基づいた「当園が求める保育士像」を明示し、職員に周知しています。人事基準は就業規則に定められ、職務に関する成果・情意・能力等については賞与査定表を活用して人事評価を実施し、賞与に反映しています。園が位置する地域性などを踏まえて法人が処遇水準を比較、検討し、改善につなげています。職員育成計画があり、職員一人ひとりが自身のキャリアを振り返り、期待する役割とその実現のための具体的な取組を示し、自らの将来像を描ける仕組みを整えています。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の労務管理の責任者は園長です。園長・主任・事務長は、職員の就業状況などを毎月確認し、残業なし、100%有休取得を目指しています。また職員との個別面談を定期的に行い、職員の意向の把握に努め、一人ひとりの状況に応じた働き方ができるように配慮しています。産休や育休、介護休暇、短時間勤務などを整備し、子どもができたらず育てを優先するよう職員に伝えています。職員同士が仕事をシェアし、助け合い、協力する環境を整えることを目指し、職員が精神的にゆとりを持って健康的に働けるよう、組織全体で努めています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
  - b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
  - c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
  - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
  - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
  - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
  - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「当園が求める保育士像」を新入社員マニュアルに明記しています。職員一人ひとりの目標は「保育長期目標」(5年間)を活用しています。毎年度の保育目標を設定し、振り返りを記載し、中間段階や期末には園長と進捗状況、目標達成度の確認などを行っています。その中から職員自らの課題を明らかにし、次年度へつなげています。年度始めに個々の目標を設定し、振り返りを行う仕組みになっていますが、達成可能な目標水準、目標期限を明確にすることが期待されます。

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
  - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
  - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
  - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
  - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
  - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人の人材育成計画があり、キャリアパスに基づき園が目指す保育の実現に向けて、年間研修計画を作成しています。研修計画は外部、園内、キャリアアップ研修で組み立てられており、必要な専門技術や知識を高められるよう、障がい児保育や保護者支援、不適切保育等を計画に組み入れています。Zoomでの研修は、職員が参加しやすいため受講を勧めています。研修に参加した職員は研修報告を作成し、内容によっては園内研修を実施し職員全体のスキルアップに役立てています。研修報告ファイルはいつでも内容を確認できるようにしています。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
  - ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
  - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は職員一人ひとりの経験や習熟度、専門知識取得状況等を把握し、ファイルで管理しています。新人職員やブランクのある職員に対してはメンター制度があり、経験豊富な保育士が個別にOJTを行うことで、保育業務に必要な知識やスキルを伝承しています。研修計画を作成し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修に加え、興味や得意分野を伸ばせるよう個々の特性や希望に応じた研修に参加できるように配慮しています。外部研修の情報は一覧表にし、職員の経験や興味などに応じて声をかけ、シフトを調整するなど配慮しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
  - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
  - ウ 専門職種の種類に配慮したプログラムを用意している。
  - エ 指導者に対する研修を実施している。
  - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生の研修・育成に関する基本姿勢を明記したマニュアルがあり、園では「保育士の卵を育てることを使命」と考え、積極的に受け入れています。実習にあたっては、学校側のプログラムに基づいて実習内容を設定し、実習前にオリエンテーションを行い、実習生の意向を確認して、担当するクラスを調整しています。職員は実習生受入れ研修を順番に受講し、受入れに備えています。指導を担当する職員は、セルフチェックリストを用いて受入れの心構えを確認しています。学校担当者の巡回指導の際は進捗状況を確認し合い、連携を深めています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ☑ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☑ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☑ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☑ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☑ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>  
 ホームページに法人・園の保育目標や事業内容、現況報告、決算書を掲載し、社会、地域に対して明示しています。保育園利用案内に「ご意見・苦情の申し出」について記載し、入園説明会や懇談会などで説明しています。保護者から寄せられた意見に対しては、施設長名で回答を玄関ホールに掲示し、周知しています。苦情内容は記録し、園だよりで公表すること、事業報告に記載することを規程やマニュアルに明記しています。

第三者評価結果

22

	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
--	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
  - ☑ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
  - ☑ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
  - ☑ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
  - ☑ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>  
 事務、経理、取引等に関するルールは運営規程、経理規程に明記しています。職務権限規程に職務分掌と権限・責任を明記し、職員に周知しています。毎月、法人本部に月次予算及び毎月の会計報告を提出し、本部の税理士が確認後、法人会計監査による内部監査の承認を得たうえで、理事会や評議員会で承認を得ています。外部の税理士などによる会計支援を活用し、結果や指摘事項に基づいて、経営改善に取り組んでいます。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
  - ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
  - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
  - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
  - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
  - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

事業計画に地域の子育て支援として園庭・園舎開放、妊産婦相談・新生児保育体験などの開催、小・中学生のボランティア体験の受入れ、子育てフェスタに協賛して地域子育てを支援、実習生受入れなどを行っています。自治会へ加入し、地域の清掃活動や秋祭りなどに職員が参加し、トコロジスト(ボランティア)との自然探索、学童クラブ訪問など地域の人々と子どもが定期的に交流できる機会を設けています。外壁の掲示板には地域子育て支援活動を案内し、運動会などの園行事に地域の方を招待するなど、地域と交流しています。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
  - ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
  - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
  - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
  - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>  
 ボランティア受入れに関する基本姿勢や留意事項などは、ボランティア受入れマニュアルに明文化しています。ボランティア受入れの際は、事前オリエンテーションを行い、ボランティア側の希望を聞くとともに、留意事項や守秘義務について説明しています。学校教育への協力として、小学校から社会人までの職業体験を受入れ、子どもたちとの交流を通して保育士という仕事に興味を持ち、理解を深め、学生たちにとって有意義な社会体験となるよう取り組んでいます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
  - ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
  - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
  - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
  - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
  - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
  - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>  
 大和市の関係部署、嘱託医、消防署などの関係機関の連絡先を記載したファイルを事務所に保管し、職員間で共有しています。支援が必要な子どもについては大和市すくすく子育て課と連携し、定期的に心理士の巡回指導や電話相談を受け、アドバイスをもとに対応方法や関わり方を話し合っています。虐待等子どもの権利侵害が疑われる場合は、大和市ほいく課や大和綾瀬地域児童相談所に相談し、連携をとる体制となっています。大和市園長会、大和市認可保育所連絡協議会に参加し、地域の共通の課題について話し合っていますが、解決に向けてさらなる具体的な取組が期待されます。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☑ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☑ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☑ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>  
 大和市園長会、大和市認可保育所連絡協議会などに参加し、情報交換や地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、民生委員や自治会長、地区の役員を法人の理事や評議員に迎え、地域の理解を得られるようにしています。正規職員として職場復帰する保護者が多く、長時間保育のニーズが高いなど地域の状況を把握し、園では交流保育や食事相談、育児相談を実施しています。食事や育児に関する悩みや困りごとを把握して、園が地域住民にとって身近で頼れる存在となるよう、入園前からきめ細やかな相談事業を展開しています。

第三者評価結果

27

<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p><b>a</b></p>
--	-----------------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
  - ☑ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
  - ☑ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
  - ☑ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
  - ☑ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
  - ☑ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>  
 地域交流計画を作成し、地域に向けた子育て支援事業のほか、地域主宰の秋祭りや公園の清掃活動、大和市ほいく課と保育所共催のアートフェスティバル、子育てフェスタに参加しています。また園の行事(運動会・発表会)に地域住民を招待し、交流を図ったり、中央林間地区社会福祉協議会主催の地域交流活動や小学校交流、児童クラブ交流、保育所間交流など地域コミュニティの活性化に貢献できるように努めています。地域防災対策として、地域住民に配付できる食料(3日分)、AED、毛布、紙おむつ、生理用品などを備え、支援を行うこととしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	<b>a</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
  - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>  
 保育所としての基本姿勢として、子どもを尊重した倫理事項を職員の休憩室に貼り、朝のミーティングで職員が唱和したり、職員会議でも話題に上げるなどし、振り返りの場を設けるようにしています。また人権擁護のためのセルフチェックを全職員が年に2回実施し、不適切な保育や子どもの人権について主任保育士が園内研修を行うなど園内で共通した理解をもって保育に当たれるような取組を行っています。

第三者評価結果

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	<b>a</b>
----	---------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ☑ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☑ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☑ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- ☑ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>  
 子どものプライバシーに配慮した保育の前提として、職員がプライバシー保護に関する基本的な知識やマニュアル等を確認し、分野別リーダー会議、責任者会議、職員会議で共有しています。排泄・着替え・シャワー時など、生活面におけるプライバシー保護については、個室のないトイレの入口には、カーテンやガラスフィルムを貼ったり保育室の入口に「着替え中」や「オムツ交換中」のプレートを下げたり、園庭や階段・3階ベランダなどのフェンスをくもりガラスにするなど取り組んでいます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

<b>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</b>	<b>a</b>
---	----------

**【判断基準】**

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
  - b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
  - c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ☑ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
  - ☑ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
  - ☑ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
  - ☑ エ 見学等の希望に対応している。
  - ☑ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>  
 保育園入園に当たって保育の内容がわかりやすく説明された写真付きのパンフレットを大和市はいく課に置いたり、園庭の掲示板にわかりやすいように掲示しています。園の見学者への対応も行事がなければ主任をはじめ、現場マネージャーが毎日3組まで受入れ、見学の方たちの質問にも丁寧に答えています。よりよく園を理解してもらうために、園のホームページで活動を紹介しています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	---

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
  - ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
  - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
  - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
  - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
  - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>  
 入園前には、入園説明会を実施しており、保育園を利用するにあたって、どの保護者にも、重要事項説明書を配付し、園の基本方針や決まり事、慣らし保育など質疑応答を交えながら丁寧に説明しています。各種提出書類についても例文を作り、持ち物などは実際の品物を見せたり、必要であれば個人的に対応をしながら説明をしています。全家庭から同意書を書面でもらい、保育にあっています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
  - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
  - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
  - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>  
 保育所の変更に係る生活の継続にかかせない保育の提供に関しては、退園時に写真やメッセージカードを送り、在園最終日まで良好な関係を築いて送り出しています。転園先には、必要であれば、行政や関係機関、家庭への支援など、大和市ほいく課を通して共有できるようにしています。問い合わせがくれば、いつでも返答できるようにしています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
  - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
  - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
  - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
  - エ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に参加している。
  - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
  - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

利用者満足の上昇に向けて、日々の保育の中で、子ども達の心に寄り添い、誠意のある対応を心がけています。保護者とも日々の対話や連絡帳のやりとりを丁寧に行い、年に2回の個人面談、相談対応、懇談会の実施、行事後の感想を連絡帳に記載してもらっています。今後、保護者のアンケートを行う予定もあり、より一層保護者の満足度を把握できるよう努めています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
  - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
  - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
  - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
  - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>  
 苦情解決の仕組みについては、重要事項説明書を全保護者に配付をしており、保護者への周知と理解の促進をしています。苦情の申し出やすい配慮やわかりやすく伝える工夫が今後期待されます。また保育所として苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に子どもの利益と保護者の利益双方の観点から行えるよう取り組んでいます。今までは園の運営や取組に対しての苦情等がないので、今後、そういったご意見が出た場合は、解決と保育の質の向上に務めていく予定です。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
  - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
  - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
  - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>  
 保護者の相談、意見に関する取組は、保護者が匿名で意見を述べたい時には玄関カウンターにご意見箱を設けることで、発信しやすいようにしています。その他苦情ご意見窓口があることも、保護者に知らせ、園内にも掲示をしていますが、周知が十分ではありません。人権養護委員や他の社会福祉法人に苦情相談の第三者委員になってもらい、園内にも苦情解決のための担当職員を配置しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
  - ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
  - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
  - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
  - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
  - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
  - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>  
 保護者からの意見や要望、提案等への対応マニュアルは整備されており、普段から保護者との日常的な関わりの中で、話しやすい雰囲気を作れるように心がけています。特に降園時に各職員及び担任が保護者に保育園での様子をわかりやすく伝えていきます。保護者の声に耳を傾けることを大切にしなが信頼関係をさらに築いていきたいと対応の仕方に改善を重ねています。保護者から寄せられる意見については、迅速に対応できるように緊急の責任者会議を開き、改善に向けて話し合いを行い、回答しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
  - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
  - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
  - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
  - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
  - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
  - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>  
 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保については、重大事故想定訓練を行って、日頃から職員全体で対応できるようにしています。ヒヤリハットの報告は職員がいつでも記入できるよう各クラスの電話の横に紙を置き、事務所のカレンダーに付箋をはりつけ、職員が共有できるようにしています。付箋は1か月ごとにノートにまとめて振り返りができるようにしています。また、首から上のケガについては、保護者に連絡をして受診をしています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

園では、健康危機対策意識を高めることを目的として、危機管理マニュアルを作成しています。災害・事故・事件などの危機に対して迅速な対応ができるよう、また予防のために必要な事項を記し、職員全体に周知しています。さらに報連相の実践、月1回の重大事故想定イメージ訓練研修の実施、事故防止委員会を設置して災害・事故・感染・アレルギーなどの対策を話し合い職員に共有しています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
  - ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>  
 災害についてハザードマップを確認してどのように避難するかを検討しています。マニュアルも毎年見直しをしています。全クラス児童票という形でファイル1冊で保管をしており、避難時に持ち出しやすく、備品のリストも一緒に入っています。備蓄にあたってはアレルギー児にも配慮をしており、避難する際にもすぐわかるように名札にアレルギー食品と名前の書いてあるものを作成しています。今年度は9月の第1金曜日に引き渡し訓練を行い、備蓄食品を保護者に配付しました。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
  - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
  - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
  - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
  - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
  - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>  
 「保育マニュアル」「園ブック」「衛生管理マニュアル」などの各種マニュアル、手順書を作成し、職員が一定の水準の保育を提供できるように、外部研修や内部研修で職員に周知しています。標準的な実施方法や法人の「保育士における倫理綱領」「個人情報取り扱いについて」には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を明記しています。園長は主任、現場マネージャーと連携し、保育日誌を確認して日々の保育の様子を観察し、標準的な実施方法に基づいて業務が実施されているかを確認しています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>  
 保育の標準的な実施方法の見直しは、毎年度末に行うとともに、日々の保育場面で疑問が出た時や違和感を感じた時など、必要に応じて職員会議や責任者会議、リーダー会議、役職会議等で職員の意見を反映して見直しています。保護者からの意見は行事ごとに連絡帳に感想や気づきを記入してもらいます。懇談会や個人面、ご意見箱などから把握し、職員会議等で検証・見直し、次期の計画に反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

<b>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</b>	<b>a</b>
---	----------

**【判断基準】**

- a)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
  - b)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
  - c)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
  - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
  - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
  - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
  - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
  - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
  - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
  - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>  
 入園時に、一人ひとりの子どもの身体状況、子どもと保護者の生活状況を児童票・発達の記録・児童健康台帳及び入園面接により把握しています。入園時に食物アレルギーのある子どもについては、クラス担任、栄養士を交えて面接を行い、その後の指導計画に反映しています。子ども一人ひとりの発達や保護者の意向を取り入れ、個別指導計画の中で明示しています。個別に支援が必要な子どもには大和市すくすく子育て課の臨床心理士のアドバイスなども取り入れ、個別支援計画の作成につなげています。

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
  - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
  - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

各クラスの指導計画は各期ごとに振り返りを行い、次の計画に生かしています。指導計画の見直しについては責任者会議、リーダー会議で検討し、全職員の意見を聞いたうえで変更しています。週案等の活動内容を変更する場合はミーティングノートに記載して伝え漏れがないようにしています。気になる子どもについては個別のファイルを作成しています。大和市から相談支援ファイル「かけはし」を入手し、子どもの成長や支援の記録を共有するツールとして活用するなど次の指導計画の作成に生かしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
  - b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
  - c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
  - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
  - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
  - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
  - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
  - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>  
 子どもの発達状況や生活状況は、園が定める統一した個人記録、保育日誌に記載し、個別の指導計画にもとづく保育が実践されているかを確認できるように記載しています。園長、主任、現場マネージャー、乳児幼児各リーダーは記録類を確認し、記録内容や記載方法に差異が生じないよう職員へアドバイスを行っています。記録内容については、職員会議、リーダー会議、各クラスの打合せなどで共有化が図られています。職員会議の議事録はミーティングファイルに綴じ、全職員が確認できるようにしています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
  - ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
  - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
  - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
  - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
  - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
  - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>  
 「個人情報保護規程」「個人情報保護マニュアル」「運営規程」があり、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めています。個人情報管理責任者は園長、主任と定めています。入職時に個人情報の取り扱いについて新入社員マニュアルを配布し、その中で園内にある個人情報にあたるものはどういふものかを具体的に示し、職員が理解しやすいように工夫しています。保護者には入園説明会で保育園利用案内を配付し説明しています。職員の理解をさらに深められるよう、園内研修等で個人情報保護に関する職員教育の実施が期待されます。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
  - ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

保育所の理念、保育方針は各クラスに掲示し、職員会議や朝のミーティングでは唱和を行い、職員で共有しています。保育園の園規程(運営規程)や重要事項説明書にも明記されています。全体的な計画については、年間計画書・月案・週案・日案に落とし込み、子どもの心身の発達や家庭の状況は個人月案・保育経過記録・必要に応じて個別指導計画を立て、計画・反省・振り返りの時間を作り、次なる個々の課題やより充実した計画の作成を行い、良い保育に繋がるように努めています。年度ごとに、10月と3月末に園長をはじめ、幼児リーダー・乳児リーダー・クラス会議で見直しを行い、翌年に向けて改善を行っています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
  - ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
  - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
  - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
  - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
  - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
  - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育所内の環境については、全保育室に冷暖房完備、換気システムを配置し、常にきれいな空気を循環しています。次亜塩素酸で定期的におもちゃや保育室の消毒を行い感染症を未然に防げるよう、加湿器や空気清浄機を設置しています。ロールカーテンを活用して、採光の調節を行っています。子ども達が清潔かつ安全で、安心感をもって生活ができるよう、トイレの便座・手洗い場・椅子・机は年齢に応じた高さで安全に配慮しています。1歳児クラスでは、パーティションを使って食事、午睡の場を分けて心地よく過ごせるようにし、2歳児クラスからは、家具が可動式のため、活動に応じて、子どもたちが過ごしやすい環境を作っています。毎週土曜日には、0歳児の布団干し、コットのアルコール消毒を行っています。

第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
  - ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達過程や家庭環境など、入所面接にて家庭の様子や生育状況を詳しく聞くようにしています。慣らし保育では、子どもの様子を見ながら無理なく進めるように、保護者と連携をとりながら個々にあわせて保育を行っています。指導計画では、一人ひとりの子ども達を受容するために、0～2歳児に関しては、個人記録や日誌など年齢や発達に合わせて作成をしています。職員会議やミーティングファイルでは、体調面で気になる子どもや、課題のある子どもなどが共有できるようにしています。表現することが十分でない子どもに対しては、保育者は子どもの姿をよく見て視線を合わせ、優しい言葉で話しかけることを心がけ、一人ひとりに合わせた関わりと理解しやすい言葉かけをしています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
  - ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
  - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
  - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
  - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
  - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

発達に応じた適切な時期に、子どもが自分でやってみたいと思えるような声掛けや援助を行い、生活習慣が身につくように配慮をしています。子どもが頑張ろうと努力をしている時や自分でできた時は認め、褒められることで自信を持ち、次につながるよう支援をしています。一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と援助の取組では「気になる子ノート」を作成し、園で個別に配慮をしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
  - ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
  - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
  - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
  - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
  - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
  - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
  - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
  - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
  - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
  - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの興味・関心・意欲を把握し、子ども達が自由に玩具を選べるように、玩具の棚が設置されています。玩具を種別に収納しているので、子ども達が主体的に遊べるようになっています。片付けもしやすいように、しまう位置が決まっています。遊び途中のブロックや作品等はクラスに展示し、継続して取り組めるようにしています。園庭は人工芝で、クライミング・雲梯・滑り台などの大型遊具を設置して、子ども達が自発的に挑戦できるような環境を整えています。地域とのつながりは、トコロジスト・消防見学や地域支援活動ぼっけ会員との交流を通して地域の方々と接する機会や社会体験が得られる機会を設けています。

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

職員は子ども達がゆったり過ごせるように、慌てず、安定した気持ちで接することに努めています。不快に感じたり不安そうになっているときには、優しく抱っこをして安心できるまでスキンシップを図り、表情や声のトーンを感じ取りながら安心に過ごせるようにしています。職員が手作りおもちゃを作成し、遊びを提供しています。戸外では、「お花がきれいだね」「いいお天気で気持ちがいいね」など、子どもの気持ちを代弁して、優しく声をかけをします。一人ひとりの発達の状態を把握しながら、子どもが安心感をもち、信頼関係がもてるようにしています。送迎時には、保護者との会話を大切にし、園での様子は複写式の連絡帳に記載し、子どもの成長と一緒に喜びあえる機会にしています。

第三者評価結果

A7

**A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

**a**

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
  - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
  - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
  - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
  - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
  - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
  - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子どもの思いや要求を受け止めながら、無理強いをせず、やろうとする気持ちを大切にしています。遊びたい玩具で遊べる環境設定、雰囲気作りを大切にしています。探索活動ができるよう保育室にはマットを敷き、転倒による怪我の防止など、発達に合わせた環境整備を行っています。コーナー遊びや机上遊びなど、子ども自身の興味が広がるように定期的に環境の見直しを行っています。園庭では、異年齢児との交流も多くあり一緒に遊ぶ姿も見られます。また、職員が、一緒に玩具で遊んだり、友だちとの遊びを仲立ちをしたりしながら、のびのびと遊べるように努めています。家庭とは、連絡帳だけでなく送迎時の会話を通して、連携がとれるようにしています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

幼児クラスでは年齢に合わせて様々な玩具を用意し、遊べる環境を整えています。環境の構成や玩具の提供に際しては、子どもの発達をしっかりと捉え、子どもの興味、関心にも応えながら随時変えていくなどの工夫をしています。また、生活習慣や、集団遊びの中でのルールやマナーなど少しずつ身につけられるように声かけをしています。運動会などの行事を通して、競い合うだけでなく、協力する喜びを味わえるよう配慮しています。5歳児は、保護者の就学に関する不安などを事前に汲み取り、懇談会などで質問に答えたり、学校の情報を伝えたりしています。学校へも情報を伝えています。

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園舎の中はバリアフリーになっており、保護者や見学者には事前に環境への配慮を説明しています。専門機関の巡回指導をうけ、個々の育ちに関する情報共有を行っています。また、障害児研修を受講をしたり、専門機関の先生に会う際には、在園する子どもについての相談をし、その内容を職員会議で職員間でも共有し、園全体で子どもを見守るようにしています。配慮する必要がある子どもについても、その子どもの特性を知り、必要に応じて個別で対応するなど、個人経過記録・日誌・障害児指導計画などを立てながら対応しています。障害児の受入れに対しての個人情報保護に積極的には発信はしていませんが、インクルーシブ保育をしながら自然と理解してもらいたいと思っています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
  - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

乳児クラスでは子ども一人ひとりの生活の流れを重視しています。体調の変化や機嫌を把握して、家庭的でゆったりと過ごせるようにしています。幼児クラスでは1日のタイムスケジュールを子ども達に伝えています。遊びを見つけ夢中になって遊び込めるよう玩具などを充実させ、遊びに入れない子どもには職員が仲立ちをし、遊びの輪に加わるように援助しています。朝、夕送迎時は時間帯によっては合同保育になっているので、年齢の異なる子どもと一緒に楽しく過ごせているか意識して見守っています。保護者への伝達は、引継ぎでは口頭の伝達の他に連絡帳・送迎チェックシート・ボード・ミーティングノート等で記録を残して、伝達事項がもれないように気をつけています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
  - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
  - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
  - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

年間保育計画に小学校との連携や就学に関する事項が記載されており、それらに基づいて月案・週案を立て、就学を意識しながら保育に取り組んでいます。連絡ノート書き写し・行事後のお絵かき・日記などを保育に取り入れています。就学に向けて数量や図形、標識、文字、言葉に興味や関心を持てるようにしたり、基本的なマナーが身についているか見直ししながら、一人ひとりにあった指導計画を立てています。就学前には学校見学を行い、安心して入学できるようにしています。就学先の小学校の職員に子どもについての情報を提供するために「保育所児童保育要録」を作成しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
  - ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
  - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
  - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
  - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
  - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
  - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
  - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
  - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

毎月1回の身体測定をし、成長曲線の確認を行っています。朝の受入れは家庭からの視診カード、連絡帳の記入で体調を把握し、確認を行っています。予防接種は、接種後保護者から伝えられ、個人経過記録に記載します。年に2回の内科健診と歯科健診は、結果カードに記載して保護者にも伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、全職員が重要性を把握し、ベビーセンサーも併用しながら、0歳児は5分、1歳児は10分、2歳児は15分おきに午睡時の呼吸確認を行っています。保護者にも定期的に書面や口頭で伝え、あおむけ寝の協力をお願いしています。SIDSは新年度研修を行い再確認をするとともに、重大事故想定訓練でも取り上げ、実際の事例等の資料を職員間で共有しています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に活かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>  
 年に2回嘱託医による内科健診・歯科健診を行っています。虫歯など特記事項がある子どもに関しては、職員間で共有するとともに、結果については、内科健診歯科健診結果報告で保護者にも伝えていきます。健診の際、身体測定時の成長曲線を嘱託医に見せ、助言があった時にも必ず保護者にも伝えていきます。毎月のクラスだよりでは、健康に過ごせるように具体的に発信し、流行の病気の種類を明記して意識を高めてもらえるように工夫しています。内科健診では問診票を配布し、家庭より記入してもらい成育における心配なことを把握して医師が確認したうえで、保護者に伝えていきます。健診を通して子ども達にも身体作りについて知る機会につなげていきます。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
  - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>  
 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき食物アレルギーのある子どもには、入所面接で状況を把握しています。提出された「アレルギー疾患生活管理指導表」に沿って保護者と連絡を密にとりながら、栄養士とともに食事の内容の決定を行っています。配膳の際には調理場での2回確認、保育士による声出し、記入による受取り確認、配膳確認など4段階でアレルギーチェックを行っています。提供時には名前・除去食内容が記入された専用のトレー・食器の色を変えて、子どもからも違いがわかるように配慮しています。園全体での周知はもちろんのこと、職員は全員が知識をつけるためにアレルギーの研修にも積極的に参加をしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
  - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

給食は、離乳食からアレルギー食まで、個別に対応しています。乳児期は、いろいろな食べ物を見て、触り、味わいながら食材の興味もてるように食育計画を作成しています。無理に完食をさせたりすることなく、子どもが好きなものから自由に食べ、楽しい雰囲気でも食べられるよう心掛けています。各年齢にあわせた食育活動を通して、子ども達が「食」に関して興味もてるよう「食」の大切さ、楽しさの体験(野菜に触れる・収穫体験・収穫後のクッキング・栄養表を知る等)を行っています。提供される給食は写真で掲示し、月の献立と栄養士からの通信を定期的に発行することで家庭での食育につなげるきっかけにもなっています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
  - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子ども食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

子どもの一人ひとりの発達に合わせ、家庭と連携をとりながら、個別に主食や大きさを調整しています。月に1回給食会議を行い、各クラスの様子や希望を伝えたり、検食を行う中で味付け・彩りに着目し、子どもたちの給食に反映できるようにしています。行事食や旬の食べ物を取り入れる工夫をしたり、年長児は卒園前にリクエストメニューが提供されたり、食べることを楽しめるようにしています。食育は栄養士と保育士が話し合っ活動しています。栄養士から食についての話を聞ける機会を作り、子ども達にとっても誰が作った給食なのかがわかったり、食事が健康につながるということが理解でき、日々の食欲へとつながってきています。厨房室内は、衛生管理マニュアルに基づき清掃され、清掃点検票を用いて確認しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
  - ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
  - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
  - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
  - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

入所面接で園の方針や内容を伝え、保育目標・保育理念・保育方針を園内に掲示し、保護者にも共有をしています。乳児クラスに関しては、連絡帳以外にも送迎時に、必ず家庭とのやり取りを行い途切れない連携を図っています。園だよりやクラスだよりなどを発信しています。懇談会では、乳児クラスはビデオ懇談会にしたり、幼児クラスでは保育参観を実施しました。保護者とは年に2回個人面談を設け、情報共有をして家庭と保育園が両輪となっていけるようコミュニケーションをはかっています。職員会議では、園児の家庭での情報を周知、共有できるようにしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
  - ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
  - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
  - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
  - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
  - オ 相談内容を適切に記録している。
  - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

登降園の際には、職員から積極的にコミュニケーションを図るように声かけに努めています。子どもの様子を伝えるだけでなく、保護者からの話を聴くことを大切にしています。登降園時に話さけない時は、連絡ノートの活用や日を改めて話す機会を設けるなどして、保護者の不安、心配の軽減に努めています。家庭事情により、急な延長保育等や要望に柔軟な対応ができるようにしています。通常の個人面談以外でも保護者の要望により、面談ができるように配慮しています。連絡ノートにて保護者の心配事など把握し、全職員で対応について月案会議等で検討、共有し保育に生かしています。また、心療カウンセラーの資格をもつ職員が2名おり、いつでも相談しやすい雰囲気を作っています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☑ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☑ イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☑ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☑ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☑ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☑ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☑ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

子どもの健康状態を把握するために、登園時の様子や着替え時に外傷などの発見、子どもとの会話に変化などがないか、虐待等の兆候を見逃さないようにしています。不審な点があれば、園長、主任へ報告し、必要に応じて外傷部分についての記録・写真をとるなどして、関係機関への相談や情報共有を行い適切な対応を行っています。虐待等権利侵害を発見した場合は関係機関へ通報する体制をとっています。虐待防止マニュアルを作成しており、虐待の定義、予防、発見時の対応が記載されています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	<b>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
  - ☑ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
  - ☑ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
  - ☑ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
  - ☑ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
  - ☑ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
  - ☑ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

職員は、マニュアルをもとに保育を行っており、日々の活動や週案、月案、年間指導計画など、保育の計画をクラスでの話し合いを通じて、自らの保育の評価を行い、保育の質の向上に努めています。園長と面談する際には、自分の保育を振り返り、課題を明らかにし、改善に努めています。園では、自己評価を年数回行い、課題を明確にしています。月に1度の園内研修では個々の取組の発表の場として互いに刺激し合い学ぶ場としたり、保育所全体の保育実施の自己評価につなげています。また、園外の研修(大和市の研修・キャリアアップなど)に積極的に参加し、学びをフィードバックできるよう報告書を記入しています。



株式会社フィールズ  
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F  
TEL:0466-29-9430  
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A thick, solid pink horizontal bar spans the width of the page at the bottom, serving as a decorative footer element.